

山鹿市職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月19日

山鹿市長 早 田 順 一

山鹿市規則第13号

山鹿市職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

山鹿市職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則（令和7年山鹿市規則第18号）の一部を次のように改正する。

附則別表の福岡県の項中「9パーセント級地」を「8パーセント級地」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。